

鳥取県公報

目次

- ◇規則 道路河川国有土地水面使用料占用料産物採取料徴收規則の一部改正
家畜商免許証書換交付手数料及び同再交付手数料徴收規則の一部改正
- ◇告示 昭和二十七年産稻指定有害動植物異常発生防除計画の設定
- ◇選管告示 第一回鳥取県選挙管理委員会の招集

規則

道路河川国有土地水面使用料占用料産物採取料徴收規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年二月十日

鳥取県知事 西尾愛治

鳥取県規則第十三号

道路河川国有土地水面使用料占用料産物採取料徴收規則の一部を改正する規則

道路河川国有土地水面使用料占用料産物採取料徴收規則（昭和二十三年八月鳥取県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

題名を「河川国有土地水面使用料、占用料、産物採取料徴收規則」に改める。

第一條中「道路」を削る。

別表を次のように改める。

附 則

- 一 この規則は、公布の日から施行する。
- 二 この規則施行の際、現に使用の許可を得ている者の使用料及び占用料の額は、なお従前の例による。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

二 産物採取料金表		種 別	数 量	採 取 料
土	砂	一立方メートル	八、〇〇	八、〇〇
砂	利	一立方メートル	八、〇〇	八、〇〇
(栗石を含む)		石	一個経三〇センチメートル未満	一〇、〇〇
転	石	一個経三〇センチメートル未満	一、五〇	一、五〇
"	"	"	三、〇〇	三、〇〇
"	"	"	五、〇〇	五、〇〇
"	"	"	七、〇〇	七、〇〇
切	石	一立方メートル	八、〇〇	八、〇〇
割	石	一立方メートル	九、〇〇	九、〇〇

三 河川敷(堤防) 使用料占用料金表		種 別	單 位	一 等 地	二 等 地
一	家屋その他これに類する建物又は工作物施設による占用	一平方メートル年額	一、五〇	一、五〇	一、〇〇
二	宅地の附属物と認められる占用並びに物置場その他これに類する目的による占用	"	一、〇〇	一、〇〇	五、〇〇
三	田及び畑	"	一、五〇	一、五〇	一、〇〇

一 国有土地水面使用料占用料金表		種 別	單 位	一 等 地	二 等 地
一	家屋その他これに類する建物又は工作物施設による占用	一平方メートル年額	一、五〇	一、五〇	七、五〇
二	宅地の附属物と認められる占用並びに物置場、その他これに類する目的による占用	"	九、〇〇	九、〇〇	四、五〇
三	田及び畑	"	一、五〇	一、五〇	一、〇〇
四	養鶏場、魚貝養殖場、牧場、採草地、物干場、通路及び土橋架設その他これに類する目的による原形を変更しない占用	"	〇、五〇	〇、五〇	〇、四〇
五	電柱建設による占用 電柱(支柱支線を含む) 建設による占用 支柱支線による占用	一本年額 一基年額	四、五〇 三、〇〇	四、五〇 三、〇〇	二、〇〇 一、五〇
六	鉄塔による占用 軌條敷設による占用	一平方メートル年額	三、〇〇	三、〇〇	二、〇〇
七	鉄管、土管その他地下埋設物による占用	一メートル年額	三、〇〇	三、〇〇	一、五〇
八	街路標及び標識類建設による占用	一本又は一箇所年額	四、五〇	四、五〇	三、〇〇
九	看板又は広告板類による占用	板面一平方メートル年額	七、五〇	七、五〇	六、〇〇
一〇	軒担突出による占用	一平方メートル年額	一、五〇	一、五〇	一、〇〇

四 養鶏場、魚貝養殖場、牧場、採草地、物干場等河川及び河川敷の原形を変更しない占用

五 電柱建設による占用
支柱支線による占用
款塔による占用

六 軌条敷設による占用

七 鉄管、土管その他地下埋設物による占用

備考 (一) 一、三表中一等地とは鳥取市、米子市、倉吉町及び境町といひ二等地とはその他の町村をいう。

(二) 地方鉄道法又は軌道法による軌道施設若しくは瓦斯事業法による瓦斯管理設による占用は一表中第六号、第七号及び三表中第六号第七号の料金によらないで当該料金の範囲内で定める。

家畜商免許証書換交付手数料及び同再交付手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年二月十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第十四号

家畜商免許証書換交付手数料及び同再交付手数料徴収規則の一部を改正する規則

家畜商免許証書換交付手数料及び同再交付手数料徴収規則

〇、四〇〇 〇、三〇〇

一 本年額

一 基年額

一 平方メートル年額

一 メートル年額

四〇〇、〇〇〇
三〇〇、〇〇〇
二一五、〇〇〇
一〇〇、〇〇〇

三、〇〇〇 三、〇〇〇

三、〇〇〇 一、五〇〇

則(昭和二十六年二月鳥取県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第一條中「參百元」を「五百元」に「四百元」を「七百元」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し昭和二十八年一月一日から適用する。

告 示

鳥取県告示第五十号

植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第二十四条の規定に基づき、昭和二十七年年度稻指定有害動植物異常発生防除計画を次のように定めた。

昭和二十八年二月十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

記

一 事業の対象となる作物

稻

二 対象となる指定有害動植物の種類

稻 二化めい虫

三 防除区域及び防除計画面積

区 域 防除面積

岩美 二二三町

鳥取 二二七

八頭 二六五

鳥取県選舉管理委員会告示第三号

選舉管理委員会告示

四 防除実施期間
昭和二十七年八月十日から昭和二十七年九月三十日まで

五 防除実施要領

- 1 各市町村における防除事業主体は、病害虫防除所の指導により具体的防除計画を定め、病害虫防除員及び防除実施機関と協力して防除を実施推進する。
- 2 右に要する薬剤及び防除器具については、病害虫防除所とすみやかに連絡して購入の確保及び流通の措置を講ずる。

東伯 五四八

西伯 二一九

米子 一一八

日野 一、五〇〇

計

一、五〇〇

第一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和二十八年二月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根政幸

日時 二月十日十一日

場所 鳥取県庁

議題 公明選挙推進運動について

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

印 發

鳥取県鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取市東町

印

刷

所